

(参考)

## 職業紹介事業者や募集情報等提供事業者の支払いを巡るトラブル事例

トラブル回避のためには事前準備が重要です。契約前にしっかり確認する、契約内容に合意できない事業者と契約しない、の2つを心がけてください。

人材サービス総合サイトで返戻金制度の有無・内容、職業紹介手数料の実績、紹介事業者があっせんした就職者数、就職者数のうち採用後6か月以内の離職者数、医療・介護・保育分野における適正有料職業紹介事業者かどうか等を確認することができます。

### 事例1

紹介を受けて採用した労働者が、採用後、数日来ただけで退職してしまった。職業紹介事業者からは、返戻金規定に則り一定割合減額された手数料を請求された。

職業紹介事業者、募集情報等提供事業者とも、利用料金や返戻金や違約金等については分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面または電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ求人者に対し誤解が生じないように明示する義務があります。

契約する前に、これらの規定をよく確認し、不明な点は説明を求めましょう。

また、特に早期離職時の返戻金は詳細に確認しましょう。実際に早期離職が生じた場合は、不明点など事業者にご相談しましょう。事業者は苦情相談窓口を設け、求人者からの苦情・相談に誠実に対応することが求められています。

### 事例2

募集情報等提供事業者Aのサイトから応募した求職者を採用したら、募集情報等提供事業者Bからの応募で受け直したいと言われた。了承していいのか。

まずは事業者との契約内容をご確認ください。求職者の言うとおりにすると、募集情報等提供事業者AとBの両方から料金を請求される可能性がありますので、求職者からのこうした申し出は断ることがトラブルを回避する上で重要です。

### 事例3

自社サイトで求人募集を出していたら、募集情報等提供事業者Aから連絡があり、求人情報サイトに載せないかといわれた。3週間無料掲載後有料(6ヶ月間は月5万円)になるが、その前に継続しない連絡をすれば無料となるといわれて契約したが、契約を終了しようとしたところ、連絡がつかないうちに期間を過ぎ、その後、一括で30万円を請求された。

早期離職の際の対応と同様に、契約する前に、無料期間、有料へ移行する前の契約終了方法、途中で充足した場合の取り扱い等の内容をよく確認し、不明な点は説明を求めましょう。思い込みで判断せず、契約前に、契約書をよく確認することが重要です。